

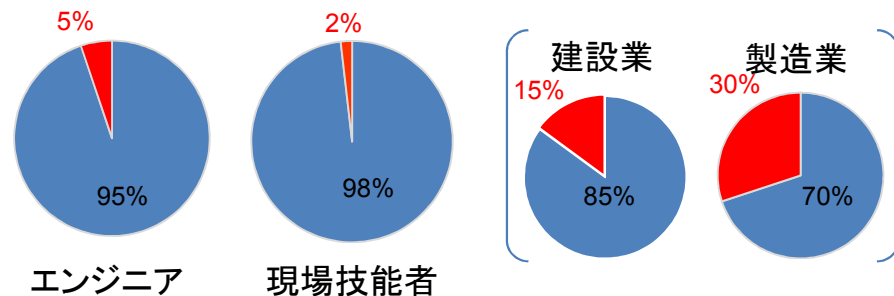
地方運輸局を通じた女性活躍・登用の取組事例の調査

- 造船業でも、女性は大きな潜在力として期待されており、技術職・技能職とも増加傾向にあるものの、他産業に比べて、女性の参画が少ないのが現状。
- 今後、全国の造船事業者の女性活躍・登用促進の取組みに関するアンケート調査を地方運輸局を通じて実施する予定。



造船業における先進的な取組みに対する表彰制度を検討。業界における取組みを促進

造船業における女性の割合



出典：造船業は海事局調べ。製造業、建設業は「2014年度労働力調査」

アンケート項目の例

【給与・福利厚生】

- ・企業が独自に設けている制度(1年を超える育休制度 等)
- ・男性の理解促進の取組み(父親の時短勤務、看護休暇 等)

【人事・採用活動】

- ・女性の活躍促進に関する計画策定、目標設定
- ・女性従業員の交流促進(メンター制度、社員交流会 等)
- ・女性の働きやすさをアピールする取組み(社内報や社外報を活用した広報、女性のリクルーター 等)

【施設整備】

- ・女性専用施設の充実(トイレ、更衣室、休憩室 等)
- ・社内の分煙

設計技術者



現場の管理者、班長



現場技能者



施設整備



(参考)女性活躍促進に関する政府全体の動向

安倍総理の発言 (H27年5月15日閣僚懇談会)

安倍内閣では「すべての女性が輝く社会」の実現を内閣の最重要課題の一つと位置づけ、指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30パーセントにするという目標に向け、様々な取組を強力に進めており、…(略)

女性活躍推進法 (H27年8月28日成立)

基本方針 (H27年9月25日閣議決定)

(前段略)

建設業や造船業、運輸業、研究機関等、女性の参画が少ない分野での就業支援や、女性が働きやすい職場環境の整備を進めることとする。

※厚生労働省のホームページより

女性の職場における活躍を推進する
女性活躍推進法が成立しました！

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

平成28年4月1日までに、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要があります。

301人以上の労働者(※)を雇用する事業主の皆様は、以下のご準備をお願いします。

(※)労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、300人以下の事業主の皆様は努力義務となっています。

「**両立支援等助成金**」(厚生労働省)による**職業・家庭生活の両立への支援**
(従業員のための保育施設設置、時間短縮勤務、中小企業向け育児休業取得、行動計画策定などを支援)

(参考)我が国造船業の女性就労者数の状況(2015年1月→4月)

- 全ての就労分野で就労者数が増加 (+3.9%)
- 特に、技術者が大きく増加 (+6.9%)

- 全ての就労分野で女性就労者が増加 (+5.5% 男性は+3.8%)
- 特に、現場技能者が大きく増加 (社内工、社外工とも+11.3%)

